

日本における子の連れ去りに関する欧州議会決議の概要(仮訳)

令和2年7月9日
外務省欧州局政策課

7月8日(現地時間)、欧州議会本会議(於:ブリュッセル)において、日本における子の連れ去りに関する決議が賛成686、反対1、棄権8で採択された。この決議の主な概要(仮訳)は以下のとおり。

1 前文

- (1) 日本のハーグ条約の下での子の送還にかかる司法判決の執行率が低いこと、また、面会交流の権利執行の可能性の欠如によりEU籍の親の日本居住の子女との意味ある関係の維持が妨げられていることに対し懸念を表す。
- (2) EUC市民の親と日本市民の親の場合の、片親による子の連れ去りの未解決案件数の多さを憂慮する。

2 本文

- (1) 日本が子の連れ去り案件に対し国際規約を遵守していないと遺憾を示すとともに、ハーグ条約の下で子の送還が効果的に執行されるように国内法制度を改正するよう促す。
- (2) 日本当局に対し、子の連れ去りにより残された親の面会交流に関する司法判決の着実な執行を促す。
- (3) EU加盟国に対し、各国市民に対する第三国における子の連れ去りのリスクに関する情報提供を勧告する。
- (4) ポレルEU上級代表兼欧州委員会副委員長に対し、日EU・SPAの下での今後の日・EU間の協議の場における本件問題の提起を求める。
- (5) 日本当局に対し、関連の民事・刑事の国内法令の適用を要請する。
- (6) 日本当局に対し、残された親の子女との連絡維持の支援を含むハーグ条約第6条及び第7条の義務の履行を催促する。
- (7) 日本当局に対し、共同親権の可能性に向けた国内法令改正を促すとともに、自らが批准した児童の権利条約へのコミットメントを守ることを求める。
- (8) 日本当局に対し、裁判所により許諾された親の子どもに対する面会交流の権利の実現確保に向けたEU側との協力強化を要請する。
- (9) EU加盟国に対し、各国の外務省・在京大使館のウェブサイトにて、子の連れ去りのリスク及び日本当局の姿勢について喚起することを求める。
- (10) EU加盟国に対し、日本との二国間・多国間会合等の様々な機会に本件を提起することを求める。
- (11) 欧州議会議長に同決議を欧州理事会、欧州委員会、EU加盟国及び日本の政府、議会に本件を伝達するよう要請する。

(了)